

山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程  
の変更の承認について

山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程について、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第九条の規定により変更することを承認した。

令和五年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農地中間管理機構の名称  
公益財団法人 やまぐち農林振興公社

二 変更点  
農業経営基盤強化促進法等の改正に係る変更点の反映

三 承認年月日  
令和五年三月二十九日